

## 令和6年度茨城地方最低賃金審議会

第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、  
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、  
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、  
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月4日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年10月4日（金）午後3時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
菅野 雅子  
野村 貴広

労働者代表委員 阿部 敬二  
網代 優次  
小坂 祐之

使用者代表委員 佐藤 栄作  
関 武志  
水出 浩司

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 鈴木 洋昭  
賃金係 佐藤 瑞己

#### 議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和6年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。今後は、電気と呼ばせていただきます。本日は、全委員が出席しておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、傍聴人はおりません。本日は、第1回目の電気最低賃金専門部会ですので、審議に入る前に労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

労働基準部長の江口です。よろしくお願いいたします。この度は、皆様ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より最低賃金行政はじめ労働行政の運営にご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りして感謝申し上げます。皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用される地域別最低賃金の他に、4つの産業別の特定最低賃金があります。今年度においては、鉄鋼業、電気・精密機械器具等製造業、機械器具製造業等の3つの産業について申出があり、それぞれ専門部会におきまして、金額審議をお願いすることとしております。本日は第1回目の専門部会となりますが、議題としましては、部会長、部会長代理の選任、運営規程の決定、開催日程の決定など全般的な事項についてご審議いただき、その後、時間の許す範囲内で具体的な金額審議に入っていたらと考えております。皆様ご存じのとおり、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金につきましては、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最低賃金審議会の意見を聞いて

決定できるという形式になっており、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。原材料価格の高騰や物価の上昇、円安の進行を踏まえますと、中小企業・小規模事業者や労働者の皆様への影響は少なくない状況にありますが、審議を通じまして十分に意思疎通を図っていただき、是非全会一致での議決となりますよう、ご配慮をいただきたいと思っております。

簡単ではございますが、私からは以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐

続きますして、本日ご出席いただきました委員の皆様を紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、委員名簿が資料No. 1、1ページにございますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。まず、井出委員です。菅野委員です。野村委員です。続きますして、労働者代表委員の方をご紹介させていただきます。阿部委員です。網代委員です。小坂委員です。続きますして、使用者代表委員の方をご紹介させていただきます。佐藤委員です。関委員です。水出委員です。続きますして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の川野です。賃金係の佐藤です。私は、室長補佐の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きますして、議題（１）の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。部会長に野村委員、部会長代理に井出委員の名前が挙がっております。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

補佐 異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、野村部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

部会長 僭越ですが、部会長を務めさせていただくことになりました野村です。改めて、よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、充実した審議を行っていただきまして、答申を出していきたいと思っておりますので、円滑な議事進行にご協力をいただけますようお願いいたします。

それでは、本日第1回電気最低賃金専門部会を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、事務局より茨城県最低賃金の周知広報につきまして説明をお願いいたします。

室長 それでは、私の方から説明したいと思っております。まず、資料No.12、64ページは、官報公示の写しとなっております。その後ろにある本省作成のリーフレットをご覧ください。プロレスラーだった長州力のリーフレットになっております。茨城県最低賃金につきましては、52円引き上げて、時間額1,005円に改定することとなりました。8月30日付け官報に公示し、10月1日火曜日から効力発生となっております。なお、県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めてお礼申し上げます。中央最低賃金審議会では、AランクからCランク全て目安額50円と昨年度を上回る目安額が示され、今年も大きく報道されました。本県においても、8月5日の答申日の翌日には、NHKで放送されるなど、最低賃金改正の関心が非常に高まっており、国

民から大きく注目されております。当局においては、最低賃金の履行確保はもとより、本年においても、昨年につき、審議会において、中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けておりますので、支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より強化を念頭に広報活動を実施しております。主な周知・広報についてご紹介いたします。まず、9月12日には、事業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応している、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面談しまして、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用について、より一層の積極的な勧奨の実施について、要請書を交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同センターの無料相談を積極的に案内するよう指示しております。また、労務管理などについて、多くの企業と接している社会保険労務士の協力が効果的であると判断しまして、同日に社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金等の周知等の取組みに関する要請を行っております。その要請書につきましては、社会保険労務士会会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。その他、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につきましては、その一環として、9月中旬に、例年どおり、県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP等に業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの支援策を含めた掲載依頼を行っております。また、令和2年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げへの対応と併せて、業務改善助成金のリーフレット、茨城働き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設

置、2階玄関にデジタルサイネージ、広告用ディスプレイで、開庁時間帯にスライドを放映しております。SNSでの情報発信として、茨城労働局でXによる最低賃金および業務改善助成金やキャリアアップ助成金等についての広報も行っております。9月上旬に本省からポスター、リーフレットが届いておりますので、行政機関や関係団体の他、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

部会長           ご説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

全委員           （意見・質問等なし）

部会長           続きまして、議題（2）の専門部会の運営規程につきましてお諮りしたいと思います。事務局より運営規程（案）について、説明をお願いいたします。

室 長           引き続き、私の方から説明申し上げます。今回、本年度の初回の審議となりますが、時間の関係から要点のみ説明させていただきます。この部会につきましては、最低賃金法第25条の規定により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置する専門部会という位置付けになっております。

本日、お配りしました資料No.3、10ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度

と同様ですが、いくつかの項目について簡単に説明いたします。10ページの下から3行目から11ページ上段に記載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は部会長が決するとなっております。続きまして、第6条が専門部会についての定めです。5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められております。この扱いにつきましては、のちほど部会長から説明、報告があります。

続きまして、資料No.4、12ページをご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になります。運営規程（案）について説明いたしますが、昨年度と変更はありません。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会については、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月3日の第一回本審の審議において、ご確認いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。以上が条文の（案）となります。最後に、附則としまして、施

行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。以上で説明を終わります。

部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、当専門部会の運営規程についてご説明いただきました。まず、この会議及び議事録の話なのですが、専門部会の会議および議事録は、原則公開となっております。しかしながら、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできることになっております。専門部会につきましては、金額審議という点から、他の県でもほとんど非公開となっております。茨城県におきましても率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議につきましては、率直な意見交換などが損なわれる恐れがあるということで、7月3日の本審でも審議いたしました。第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは公開、金額審議の部分につきましては非公開、議事録についても同様にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

部会長

ありがとうございます。また、議事録の確認に関してですが、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認するという事になっております。この議事録の確認につきましては、労働者側委員におかれましては小坂委員、使用者側委員におかれましては水出委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

部会長           ありがとうございます。それでは、以上の点を含めまして、運営規程につきまして、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員           （異議なしの声）

部会長           なお、運営規程の附則の施行期日ですが、本日からの施行になりますので、本日の日付、令和6年10月4日と入れていただきまして、冒頭の（案）を削除してください。

それから、運営規程の第3条に、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない、とありますが、ここにつきましては、従来から事務局へ連絡ということにさせていただいております。事務局を通じて部会長に通知という形になるかと思えます。そのようお願いいたします。

それから、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、9月10日に行われた第六回本審の場において、専門部会において全会一致で最低賃金額を決定した場合は本審の決定とする、ということに決まりますので、よろしくお願いいたします。全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場合には、本審で再度審議することになります。

続きまして、議題（3）の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金係           それでは、私の方から配付資料について説明させていただきます。

初めに、14ページの資料No.5からご覧ください。こちらは平成25年以降の茨城県の最低賃金と特定最低賃金の推移

一覧となっております。茨城県の特定最低賃金が定められている業種は4業種ありますが、各種商品小売業につきましては令和4年以降、今年も改正の申し出がありませんでしたので、以降の特定最低賃金に関する資料につきましては、各種商品小売業を除く3業種についてのみ資料を作成しております。

隣の15ページから24ページまでの資料No. 6は、本年6月に実施しました最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものとなっております。基礎調査とは、統計法に基づく一般統計調査であり、労働者の賃金の実態等を把握するため、県内の事業場のその年の6月分として支払い見込みの賃金額について調査を実施し、集計を行い、その結果を各都道府県で最低賃金審議会の資料としております。最初の15ページに調査対象事業場の概要等を記載しておりますのでご覧ください。対象となる事業場につきましては、日本標準産業分類に基づいた産業別に、経済センサスに登録されている事業場から無作為に抽出しております。製造業につきましては、労働者100人未満の事業場から対象事業場を選定しています。また、回答結果を集計する際には、調査票から得られた有効回答労働者数を経済センサスの対象事業場の母集団の労働者数まで復元しています。そのため、各資料の数値は労働者数の復元により得られた推測値となっております。続く16ページからは、基礎調査の結果をもとに作成した特定最低賃金対象産業の産業別及び規模別の特性値と未満率の一覧となっております、隣の17ページは第1・10分位数の推移及び未満率の推移となっております。未満率とは、現在設定されている最低賃金額を基準にした場合、それを下回っている労働者の割合のことを指しています。各表の県最賃適用産業計には、4業種の特定最低賃金適用労働者の数値は含まれておりません。

次の18ページ以降については、電気・精密機械器具等製造業に関する資料となります。18ページは規模別第1・10

分位数及び未満率の推移となっております。こちらの資料は19ページから22ページの電気・精密機械器具等製造業の総括表を基に作成しております。こちらの総括表については、基礎調査の有効回答労働者について、賃金階級ごとの人数を事業所規模別、年齢階層別に集計し、最低賃金を現状から引き上げていった場合、どれだけの労働者に影響があるかを一覧で示したものになります。後ろの23ページの方に、総括表を基に最低賃金の引上げ額と影響率の関係表を添付しています。影響率については、最低賃金額を現状から引き上げた場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指します。先ほども説明しましたが、基礎調査については、全数調査ではなく、製造業については、100人未満の事業場を対象にしておりますので、こちらに記載してあります未満率や影響率については、100人未満の事業場にかかる数値の推測値になっています。ですので、それ以上の規模の事業場については含まれておりません。基礎調査を基に作成した資料の説明は以上となります。

続いて、その他の参考資料について簡単に説明いたします。25ページの資料No. 7と29ページの資料No. 8については、日本銀行水戸事務所が発表しました2024年6月企業短期経済観測調査結果と茨城県金融経済概況になっております。41ページの資料No. 9は、茨城労働局が10月1日に発表した、令和6年8月分の県内の雇用情勢の概況になっております。また、56ページと57ページの資料No.10につきましては、当賃金室で作成しました、茨城県各種指標と全国各種指標を一覧にしたものになっております。続いて、58ページからの資料No.11は、厚生労働省が8月に発表しました、令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況となっております。最後に、資料とは別に皆様のお手元に他局の結審状況として、令和6年度特定最低賃金改正状況をお配りしております。こちらについては、本日の午後1時時点の確認内容になっております。次回の専門部会以降も最新の

内容を反映したものをお配りいたしますので参考にご覧ください。私からの説明は以上となります。

部会長 はい、ありがとうございました。ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

全委員 (意見・質問等なし)

部会長 それでは、議題（４）の専門部会の日程調整につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

室長 専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき誠にありがとうございました。審議会が成立するための要件は、先ほど運営規程の中でもご説明させていただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分の1以上の出席となっております。日程調整に関しましては、現実的にはバランスを考慮して、公益委員は部会長、労使委員はそれぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能な日を重視し、他の部会との調整を図り、参考として一番後ろに添付いたしました日程表のとおりとなっております。委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい時期で、審議日数、時間としましては、ギリギリの厳しい状況になろうかと思いますが、可能な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思っております。しかし、これからの審議内容によって、追加の審議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定させていただきます。その場合は、10月31日火曜日に本審の日程を組んでいる都合もありますので、大変申し訳ありませんが、平日の17時以降、または、土曜日等の休日となる可能性もあり得ますことをご理解いただきたいと思います。

電気の専門部会の開催につきましては、第2回は、10月

21日月曜日の午後2時から、第3回は、10月29日火曜日の午後4時から予定しております。電気についての追加審議は、第3回目が10月29日で、31日が本審となっております。そのため、日にちがありません。追加審議となった場合には、30日の17時以降や第3回目以前の日で外部会場を探して日程調整をするしかありません。本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、既に日程調整しまして、本審委員の皆様にはご案内しております10月31日木曜日午前10時から第七回審議会の開催を予定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。その後、関係労使からの異議の申し出を想定しまして、11月18日月曜日午前10時から第八回本審の開催を予定していますので、日程の確保をどうぞよろしくお願ひいたします。これについては、あくまでも本審委員の方のみです。以上です。

部会長           ただ今、ご説明いただきましたが、審議日程につきましては、今ご説明があったとおりということで公、労、使それぞれの委員の皆様よろしいでしょうか。

委 員           （了承の声）

部会長           では、この日程で進めてまいりたいと思います。例年、各専門部会につきましては、3回程度の審議でまとめておりますので、ご協力をお願いいたします。例年どおり年内に発効とするためには、10月31日木曜日までに答申しなければならぬということになっております。この関係上、第七回本審は10月31日木曜日の午前10時に予定されているということです。

                  では、本日は、第1回目の専門部会ということになりますので、今後の審議を進めていくにあたりまして、労使双

方から金額提示の基本的な考え方についてご意見を述べて  
いただきたいと思います。

水出委員 すいません。その前に、使用者側で少しお話をさせていた  
だきたいのですがよろしいでしょうか。

部会長 はい。

小坂委員 労働者側も少しお時間取らせてもらってもいいですか。

部会長 基本的な考え方をいただく前ということですか。

小坂委員 はい。

部会長 そのための打合せが必要でしょうか。

小坂委員 はい。

部会長 では、一旦打合せの時間をお取りするということで、休  
会といたします。

(休会。別室にて、労使それぞれ打合わせ)

部会長 それでは、再開いたします。改めまして、労使双方か  
ら、金額提示の基本的な考え方をお伺いしてまいります。  
まずは、労働者側代表委員からお願いいたします。

小坂委員 はい、労働側委員の小坂と申します。今年度もよろしく  
お願いいたします。

それでは、私の方から、特定最賃の審議にあたりまし  
て、労働者側の統一した考え方について大きく3点、基本  
的な考え方を述べる前に冒頭、取り巻く環境と課題認識に

ついて述べさせていただきたいと存じます。新型コロナウイルス感染症の取り扱いが、昨年5月から5類感染症へ移行された以降、世界経済につきましてもは緩やかな回復をみせつつも地政学的なリスクや、国際秩序の乱れによる原料・資材費の高止まりやエネルギー問題、円安による輸入コストの増加など、様々な課題が複雑に入り交じる不確実性が極めて高い経営環境の中ではありましたが、使用者側の経営努力とご理解により、今次春闘では、33年ぶりに5%を超える高い賃上げ水準となりました。改めまして、経営者側の皆さまに敬意を表したいと存じます。これから協議を始めます電気専門部会におきましても、この波及効果を最大限に活かすべく真摯に意見交換を行っていきたいと考えております。

まず1点目は、労働条件の向上について、でございます。これは、当たり前のことではありますが、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっている実態にあります。このため、産業毎の賃金実態を踏まえた、賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えております。2点目は、公正競争の確保という点についてであります。賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保についても、最低賃金制度全体の目的であると考えております。しかしながら、こちらも、賃金実態が産業ごとに大きく異なっており、地域別の最低賃金だけでは、これを確保できないと考えております。よって、地域別最賃を上回る水準で、特定最賃を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保していくことが魅力ある電機産業の持続的な発展に寄与するものであると考えます。今後の労働力人口の減少下における人材確保、ひいては電機産業で働くことへの安心感醸成の観点からも必要不可欠であると考えております。そして、最後3点目は、労使交渉の

補完、代替機能があるということであります。本来、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が、今や2割を切る日本においては、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与することが出来ないという状況にあります。そういう中で、特定最賃の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や、金額決定がなされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っており、我々組織労働者に課せられた社会的責務であると考えております。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。特定最賃は、よく地域別最賃と比較されますが、労働者側としましては、それぞれの産業別の特定最低賃金のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらに、今回3つの業種ともに、労働協約ケースを取っており、労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えております。いずれにしましても、皆様方のご協力をいただきながら、真摯な審議が行われることを期待したいと存じます。以上、よろしくお願い申し上げます。

部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側代表委員からお願いいたします。

水出委員

使用者側委員の水出でございます。特定最賃審議にあたりまして、使用者側の考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず、本審におきまして、使用者側は特定最低賃金の審議は不要との見解を出しました。公労公使の協議を重ねた結果、審議のテーブルに今回着いているということを改めてご認識いただきたいと思います。

そもそも、使用者側の意見陳述では、3業種とも原材料

や資材など物価の高騰、また労務費アップ分の価格転嫁が進んでいないのが実情であることや、今後金利の引上げが予想されるほか、10月からは社会保険適用範囲も拡大されるなど、より企業の財政を圧迫する可能性が出てくることから、据置きを求める声がほとんどであったことはご承知のとおりだと思います。

本年度の当県最賃では、中央で掲げられた目安額50円を2円上回る52円の答申となり、電気の特定期最賃1,002円を上回る金額となりました。前段でも申し上げたとおり、企業財政を圧迫する要因もあり、先行き不透明感が増す中、これ以上の賃金の引上げについては、慎重に対応せざるを得ないことを何卒ご理解いただくとともに、来年度以降、県最賃への一本化を念頭に、今年度のご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、労使双方からご意見を伺いました。双方のご意見につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

部会長

ここまでの公開なので、傍聴人の方がいらっしゃった場合には、ここで退席していただくのですが、今回はいらっしゃいません。

**【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】**